

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	利府町 地方税法による町税の賦課徴収等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく課税標準の更生若しくは決定、税額の更生若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税法の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行いもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

公表日

令和3年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法による町税の賦課徴収等に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)に基づき、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の更生若しくは決定、税額の更生若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税法の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務を行っている。</p> <p>法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)賦課決定・更正の決定 (2)賦課情報の照会及び回答 (3)督促の発布 (4)滞納処分の執行 (5)滞納処分に関する調査及び回答</p>
③システムの名称	統合宛名システム、宛名管理システム、住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険(賦課)システム、収納消込システム、税務情報システム、申告受付支援システム、申告受付支援システム(研修用)、法人市町村民税システム、滞納管理システム、特別徴収情報システム、地方税ポータルシステム、中間サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)個人住民税特定個人情報ファイル (3)固定資産税個人特定情報ファイル (4)軽自動車税個人情報ファイル (5)国民健康保険税個人情報ファイル (6)収納特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1第16項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年省令5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定</p>
②法令上の根拠	<p>(番号法別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・ 番号法第19条第7号、別表第2第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第8項、第9項、第11項、第16項、第18項、第23項、第26項、第27項、第28項、第29項、第31項、第34項、第35項、第37項、第38項、第39項、第40項、第42項、第48項、第54項、第57項、第58項、第59項、第61項、第62項、第63項、第64項、第65項、第66項、第67項、第70項、第71項、第74項、第80項、第84項、第85の2項、第87項、第91項、第92項、第94項、第97項、第101項、第102項、第103項、第106項、第107項、第108項、第113項、第114項、第115項、第116項、第119項</p> <p>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3、第60条</p> <p>(番号法別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・ 番号法第19条第7号、別表第2第27項、第29項</p> <p>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令7号)第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課 収納対策室
②所属長の役職名	税務課長 収納対策室長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	税務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2117(賦課等に関する事務) 収納対策室 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2172(滞納処分に関する事務)
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [C]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない（入手） []接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[C] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事後	セキュリティ強化対策による追加
平成29年4月1日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 高橋徳光 収納対策室長 櫻井浩明	税務課長 阿部智子 収納対策室長 高橋信	事後	人事異動
平成29年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システム名称	宛名システム、個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納システム、申告支援システム、国民健康保険税システム、地方税ポータルシステム、滞納管理システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバーシステム	統合宛名システム、宛名管理システム、住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険(賦課)システム、収納消込システム、税務情報システム、申告受付支援システム、申告受付支援システム(研修用)、法人市町村民税システム、滞納管理システム、特別徴収情報システム、地方税ポータルシステム、中間サーバーシステム	事後	基幹系システム更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(番号法別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号、別表第2第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第8項、第9項、第11項、第18項、第23項、第26項、第28項、第31項、第34項、第35項、第37項、第39項、第40項、第42項、第48項、第54項、第57項、第58項、第59項、第61項、第62項、第63項、第64項、第65項、第66項、第67項、第70項、第71項、第74項、第80項、第84項、第87項、第91項、第92項、第94項、第97項、第101項、第102項、第103項、第106項、第107項、第108項、第113項、第114項、第115項、第117項、第120項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第55条、第58条、第59条、第60条 <p>(番号法別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号、別表第2第27項、第29項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年省令7号)第20条 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号、別表第2第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第8項、第9項、第11項、第16項、第18項、第23項、第26項、第27項、第28項、第29項、第31項、第34項、第35項、第37項、第38項、第39項、第40項、第42項、第48項、第54項、第57項、第58項、第59項、第61項、第62項、第63項、第64項、第65項、第66項、第67項、第70項、第71項、第74項、第80項、第84項、第85の2項、第87項、第91項、第92項、第94項、第97項、第101項、第102項、第103項、第106項、第107項、第108項、第113項、第114項、第115項、第116項、第119項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第52条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3、第60条 <p>(番号法別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号、別表第2第27項、第29項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令7号)第20条 	事後	法改正等
平成30年4月1日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月13日	I-5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 阿部 智子 収納対策室長 高橋 信	税務課長 収納対策室長	事後	H30.5 新様式変更
平成30年7月13日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月13日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	なし	新規追加	事後	H31.1 新様式変更
令和1年6月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号、別表第2第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第8項、第9項、第11項、第16項、第18項、第23項、第26項、第27項、第28項、第29項、第31項、第34項、第35項、第37項、第38項、第39項、第40項、第42項、第48項、第54項、第57項、第58項、第59項、第61項、第62項、第63項、第64項、第65項、第66項、第67項、第70項、第71項、第74項、第80項、第84項、第85の2項、第87項、第91項、第92項、第94項、第97項、第101項、第102項、第103項、第106項、第107項、第108項、第113項、第114項、第115項、第116項、第119項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第52条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3、第60条 <p>(番号法別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号、別表第2第27項、第29項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令7号)第20条 	<p>(番号法別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号、別表第2第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第8項、第9項、第11項、第16項、第18項、第23項、第26項、第27項、第28項、第29項、第31項、第34項、第35項、第37項、第38項、第39項、第40項、第42項、第48項、第54項、第57項、第58項、第59項、第61項、第62項、第63項、第64項、第65項、第66項、第67項、第70項、第71項、第74項、第80項、第84項、第85の2項、第87項、第91項、第92項、第94項、第97項、第101項、第102項、第103項、第106項、第107項、第108項、第113項、第114項、第115項、第116項、第119項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3、第60条 <p>(番号法別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号、別表第2第27項、第29項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令7号)第20条 	事後	法改正等
令和1年6月24日	表紙「評価実施機関名」	利府町長	宮城県宮城郡利府町長	事後	
令和3年3月31日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	